

空家所有者対象

米原市空家家財処分等補助金

市内の空家の利活用を促進するため、空家バンクに登録されている物件の家財道具等の処分および清掃にかかる費用の一部を補助します！

| | |
|--------|---|
| 補助期間 | 令和元年度から令和3年度まで |
| 補助対象事業 | 空家バンクに登録されている物件の家財道具等の処分および清掃 ※事業者の請負により実施される家財道具等の処分および清掃に限る。 ※同一の空家に対して1回限り。 |
| 補助対象者 | ○空家バンク登録者であること。 ○補助金に係る空家を、引き続き2年以上空家バンクに登録する意思があること。 ○市税等の滞納がないこと。 ○暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 |
| 補助金額 | 上限5万円（補助率1/3） |
| 申込方法 | 補助金等交付申請書に必要事項を記載の上、下記まで申請してください。 【添付書類】 ○見積書等の家財道具等の処分および清掃の金額が分かる書類の写し ○家財道具等の処分および清掃を行う前の写真 ○市税の納税証明書（申請者分） ○空家バンク登録物件証明書（空家バンクで取得） |

空家バンクの御紹介（まいばら空き家対策研究会）

米原市からの委託を受けて空家所有者や移住希望者からの相談窓口として、空家バンクを運営しています。空家所有者と移住希望者のご縁をつなぎ、空家活用に向けて、双方を丁寧にサポートしています。

〒521-0242
滋賀県米原市長岡 1269
TEL/FAX:0749-56-1034
<http://koisuru-akiya.com/>



【お問い合わせ・申請先】

〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地
米原市役所（米原庁舎）地域振興部 米原近江地域協働課
TEL:0749-52-6623 / FAX:0749-52-4539
E-mail:maibara-shinkou@city.maibara.lg.jp